

議案第41号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成9年4月30日

三朝町長 安田真一郎

平成9年4月30日 原案承認

三朝町議会議長 西村武津美

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成9年3月31日

三朝町長 安田 真一郎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第34条の3第1項の表及び第53条の4の表中「100分の11」を「100分の12」に改める。

第54条第7項を削る。

第56条各号列記以外の部分中「、診療放射線技師」及び「、日本赤十字社」を削る。

第71条を削り、第72条を71条とし、第73条から第74条の2までを1条ずつ繰り上げる。

第77条を削り、第78条を第77条とし、同条の次に次の1条を加える。

（審査委員会の委員の定数）

第78条 審査委員会の委員の定数は、3人とする。

第82条第2号イ中「農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む。）」を「農耕作業用のもの」に改める。

第90条第1項中「又は当該身体障害者」を「、当該身体障害者」に改め、「

当該身体障害者等と生計を1にする者」の次に「又は当該身体障害者等（単身で生活する者に限る。）のために当該身体障害者等（単身で生活する者に限る。）を常時介護する者」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「生計を1にする者」の次に「若しくは身体障害者等（単身で生活する者に限る。）を常時介護する者」を加え、同条第3項中「呈示」を「提示」に改める。

第91条第1項中「呈示」を「提示」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

第91条第2項中「呈示」を「提示」に改める。

第95条中「1,997円」を「2,434円」に改める。

附則第5条の2及び第5条の3を削る。

附則第10条の2第2項各号列記以外の部分中「第71条第3項」を「前条第2項」に改め、同項第2号中「第71条第2項第2号」を「前条第2項第2号」に改め、同項第3号中「第71条第1項第3号」を「前条第1項第3号」に改め、同条第3項中「平成8年度分又は平成9年度分」を「平成8年度から平成12年度までの各年度分」に、「第71条」を「前条」に改め、同条を附則第10条の3とする。

附則第10条の次に次の1条を加える。

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第10条の2 法附則第16条第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

2 法附則第16条第6項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条の規定による認定を受けた旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第11条の見出し中「平成6年度から平成8年度まで」を「平成9年度から平成11年度まで」に改め、同条第3号中「上昇率」を「負担水準」に改める。

附則第11条の2を次のように改める。

(平成10年度又は平成11年度における土地の価格の特例)

第11条の2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成10年度分又は平成11年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成10年度適用土地又は平成10年度類似適用土地であって、平成11年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第12条の見出し中「平成6年度から平成8年度まで」を「平成9年度から平成11年度まで」に改め、同条第1項の表以外の部分中「宅地等に係る平成6年度から平成8年度まで」を「宅地等（次条の規定の適用を受ける土地を除く。）に係る平成9年度から平成11年度まで」に、「次の表」を「当該年度の次の表」に、「用途の区分及び同表の中欄に掲げる上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
0.4以上のもの	1.025

0.3以上0.4未満のもの	1.05
0.2以上0.3未満のもの	1.075
0.1以上0.2未満のもの	1.1
0.1未満のもの	1.15

附則第12条第2項及び同条第3項を次のように改める。

2 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が0.8以上のものに対する前項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。

3 商業地等（法附則第18条第4項に規定する商業地等をいう。以下同じ。）のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上のものに対する第1項の規定の適用については、同項の表中「1.025」とあるのは、「1」とする。

附則第12条の次に次の1条を加える。

第12条の2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.8を超えるものに係る平成9年度から平成11年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の8を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

附則第13条の見出し中「平成6年度から平成8年度まで」を「平成9年度から平成11年度まで」に改め、同条第1項の表以外の部分中「平成6年度から平成8年度まで」を「平成9年度から平成11年度まで」に改め、「当該農地の」の次に「当該年度の」を加え、「上昇率」を「負担水準」に改め、同項の表を次のように改める。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025

0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

附則第13条第2項を削る。

附則第13条の次に次の1条を加える。

(価格が著しく下落した土地に対して課する平成9年度から平成11年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条の2 平成9年度から平成11年度までの各年度分の固定資産税に限り、宅地評価土地（法附則第20条に規定する宅地評価土地をいう。）のうち当該宅地評価土地の当該年度の価格下落率（法附則第20条に規定する価格下落率をいう。）が0.25以上であり、かつ、当該宅地評価土地の当該年度の負担水準が0.5（当該宅地評価土地が小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。）である場合にあっては0.55とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあっては0.45とする。）以上であるもののうち附則第12条第2項若しくは第3項又は第12条の2の規定の適用を受ける土地以外の土地に対する附則第12条又は前条の規定の適用については、附則第12条第1項の表中「1.025」とあるのは、「1」とし、前条の表中「1.025」とあり、「1.05」とあり、「1.075」とあり、及び「1.1」とあるのは、「1」とする。

附則第14条中「附則第12条」の次に「、第12条の2」を加える。

附則第15条の2第1項中「附則第15条」を「法附則第15条」に、「平成6年度から平成8年度まで」を「平成9年度から平成11年度まで」に改め、同条第3項中「第3項から第5項まで」を「第4項から第7項まで」に、「第1項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「平成8年1月1日から同年12月31日まで」を「平成9年1月1日から平成11年12月31日まで」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 附則第12条の2の規定の適用がある商業地等（附則第12条第3項に規定する商業地等をいうものとし、法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある商業地等を除く。）に対して課する平成9年度か

ら平成11年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137条第 1 号及び第 140条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条の 2 に規定する課税標準となるべき額」とする。

附則第16条の 2 第 1 項中「 948円」を「 1,155円」に改める。

附則第16条の 4 第 1 項第 1 号中「 100分の 8」を「 100分の 9」に改め、同条第 3 項第 5 号を削る。

附則第16条の 5 第 1 項中「平成10年度」を「平成15年度」に改め、同項第 1 号中「 100分の11」を「 100分の12」に改める。

附則第17条第 3 項第 5 号を削る。

附則第18条第 1 項第 1 号及び第 3 項中「 100分の 8」を「 100分の 9」に改める。

附則第19条第 2 項第 5 号を削る。

別表中「 4. 9 5 %」を「 5. 4 %」に、「 279,000円」を「 342,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第53条の 4 及び別表の改正規定並びに次条第 2 項の規定は、平成10年 1 月 1 日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第 2 条 次項に定めるものを除き、改正後の三朝町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 9 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 8 年度までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第53条の 4 及び別表の規定は、平成10年 1 月 1 日以後に支払うべき退職手当等（新条例第53条の 2 に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成9年度分の固定資産税に限り、新条例附則第10条の2の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「4月30日」とする。

3 平成9年度分の固定資産税に限り、新条例附則第10条の3の規定の適用については、同条中「1月31日」とあるのは、「4月30日」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成9年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成8年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(町たばこ税に関する経過措置)

第5条 新条例第95条及び附則第16条の2の規定は、施行日以後に行われる新条例第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（以下この項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき町たばこ税について適用し、施行日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課する町たばこ税については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例附則第15条の2の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成9年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成8年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第3項の規定は、平成9年1月1日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。